

# 貨物自動車運送事業法令試験の実施結果について

(令和6年11月12日実施分)

## 【合格者受験番号】

|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |
|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 大111 | 大112 | 大114 | 大115 | 大116 | 大117 | 大118 | 大120 | 大121 | 大122 |
| 大123 | 大124 | 大125 | 大126 | 京39  | 京40  | 京41  | 京42  | 京43  | 滋14  |
| 滋17  | 滋18  | 兵68  | 兵69  | 兵70  | 兵71  |      |      |      |      |
|      |      |      |      |      |      |      |      |      |      |

※受験番号は法令試験実施通知書に記載しております。

- ・1回目の法令試験に不合格となられた方には、再試験実施通知を郵送いたします。
- ・再試験に不合格となられた方には、不合格通知書を郵送いたします。
- ・点数及び採点状況のお問い合わせはご遠慮願います。

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日

申請者名(法人名)

受験者の氏名

一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験問題  
(注意事項:設問の文中には、一部省略しているものもあります。)

実施日時 令和 年 月 日

申請者名(法人名)

受験者の氏名

I. 次の問題の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

( )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

国土交通大臣は、許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない。

( )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の揭示等)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しようとする努力をしなければならない。

( )

I. 次の問題の文章で正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

問題1 【貨物自動車運送事業法】(定義)

この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

( ○ )

問題2 【貨物自動車運送事業法】(欠格事由)

国土交通大臣は、許可を受けようとする者が、一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者であるときには、一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない。

( ○ )

問題3 【貨物自動車運送事業法】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業者は、国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更をしたときは、遅滞なくその旨を、国土交通大臣に届け出なければならない。

( ○ )

問題4 【貨物自動車運送事業法】(運賃及び料金等の揭示等)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項について、主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように揭示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の国土交通省令で定める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しようとする努力をしなければならない。

( × )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

( )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をすることができる。

( )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

( )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

( )

問題9 【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後九十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( )

問題5 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全性の向上)

一般貨物自動車運送事業者は、輸送の安全の確保が最も重要であることを自覚し、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

( O )

問題6 【貨物自動車運送事業法】(輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をすることができる。

( X )

問題7 【貨物自動車運送事業法】(事業の適確な遂行)

一般貨物自動車運送事業者は、健康保険法等の定めるところにより納付義務を負う保険料等の納付その他の事業の適正な運営に関する事項に関し国土交通省令で定める基準を遵守しなければならない。

( O )

問題8 【貨物自動車運送事業法】(公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、一般貨物自動車運送事業の健全な発達を阻害する結果を生ずるような競争をしてはならない。

( O )

問題9 【貨物自動車運送事業法】(相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後九十日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

( X )

問題10 【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問題11 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときには、一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

( )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかななければならないが、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、三月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

( )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

( )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

( )

問題10 【貨物自動車運送事業法】(事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( × )

問題11 【貨物自動車運送事業法】(許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法若しくは同法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは道路運送法第八十三条若しくは第九十五条の規定若しくは同法第八十四条第一項の規定による処分又は許可若しくは認可に付した条件に違反したときには、一年以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止若しくは事業の全部若しくは一部の停止を命じ、又は貨物自動車運送事業法第三条の許可を取り消すことができる。

( × )

問題12 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(過労運転等の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者又は特定自動運行保安員を常時選任しておかななければならないが、選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、三月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(十四日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

( × )

問題13 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(点検等のための施設)

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠ごとに、事業用自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

( ○ )

問題14 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(運行指示書による指示等)

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しを運行の終了の日から一年間保存しなければならない。

( ○ )

問題15 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

運賃料金設定(変更)届出書には、設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載しなければならない。

( )

問題16 【自動車事故報告規則】(速報)

事業者等は、その使用する自動車について、三人以上の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

( )

問題17 【道路運送法】(有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、市町村、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送を行うとき又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

( )

問題18 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を経営したときは、六月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

( )

問題19 【道路運送車両法】(日常点検整備)

自動車の所有者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

( )

問題15 【貨物自動車運送事業報告規則】(運賃及び料金の届出)

運賃料金設定(変更)届出書には、設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法を記載しなければならない。

( ○ )

問題16 【自動車事故報告規則】(速報)

事業者等は、その使用する自動車について、三人以上の重傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。)を生じた事故があったときは、電話その他適当な方法により、二十四時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならない。

( × )

問題17 【道路運送法】(有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するとき、市町村、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送を行うとき又は公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。

( ○ )

問題18 【道路運送法】(使用の制限及び禁止)

国土交通大臣は、自家用自動車を使用する者が貨物自動車運送事業法第三条若しくは第三十五条第一項の許可を受けず、又は同法第三十六条第一項の届出をしないで、自家用自動車を使用して貨物自動車運送事業を経営したときは、六月以内において期間を定めて自家用自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。

( ○ )

問題19 【道路運送車両法】(日常点検整備)

自動車の所有者は、自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

( × )

問題20 【道路運送車両法】(整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

( )

問題21 【労働基準法】(労働条件の原則)

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

( )

問題22 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも六十日前にその予告をしなければならない。六十日前に予告をしない使用者は、六十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

( )

問題23 【下請代金支払遅延等防止法】(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、親事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

( )

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、九十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( )

問題20 【道路運送車両法】(整備管理者)

自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車車庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であって国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

( ○ )

問題21 【労働基準法】(労働条件の原則)

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。

( ○ )

問題22 【労働基準法】(解雇の予告)

使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少くとも六十日前にその予告をしなければならない。六十日前に予告をしない使用者は、六十日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

( × )

問題23 【下請代金支払遅延等防止法】(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、親事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

( × )

問題24 【下請代金支払遅延等防止法】(下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、九十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( × )

II. 次の問題の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し事業改善を命ずることができるが、次のア～ウについて、国土交通大臣が一般貨物自動車運送事業者に命ずることができる事項として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運送約款を変更すること。 ( )  
イ. 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。 ( )  
ウ. 荷主との取引を停止すること。 ( )

問題26 【貨物自動車運送事業法】(許可の申請)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める事項に関する事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、次のア～ウについて、事業計画に記載しなければならない事項として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 荷主の概要 ( )  
イ. 自動車車庫の位置及び収容能力 ( )  
ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( )

問題27 【貨物自動車運送事業法】(運送約款)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(運送約款の記載事項)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、次のア～ウについて、運送約款に記載する事項として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( )  
イ. 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項 ( )  
ウ. 運送の引受けに関する事項 ( )

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、その対象となる運転者として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( )  
イ. 運行管理者として新たに雇い入れた者 ( )  
ウ. 未成年者 ( )

II. 次の問題の文章の指示に従って、設問に答えなさい。

問題25 【貨物自動車運送事業法】(事業改善の命令)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業の適正かつ合理的な運営を確保するため必要があると認めるときは、一般貨物自動車運送事業者に対し事業改善を命ずることができるが、次のア～ウについて、国土交通大臣が一般貨物自動車運送事業者に命ずることができる事項として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 運送約款を変更すること。 ( ○ )  
イ. 自動車その他の輸送施設に関し改善措置を講ずること。 ( ○ )  
ウ. 荷主との取引を停止すること。 ( × )

問題26 【貨物自動車運送事業法】(許可の申請)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(事業計画)

一般貨物自動車運送事業の許可を受けようとする者は、貨物自動車運送事業法施行規則で定める事項に関する事業計画を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならないが、次のア～ウについて、事業計画に記載しなければならない事項として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 荷主の概要 ( × )  
イ. 自動車車庫の位置及び収容能力 ( ○ )  
ウ. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( ○ )

問題27 【貨物自動車運送事業法】(運送約款)  
【貨物自動車運送事業法施行規則】(運送約款の記載事項)

一般貨物自動車運送事業者は、運送約款を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、次のア～ウについて、運送約款に記載する事項として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 貨物自動車利用運送を行うかどうかの別 ( ○ )  
イ. 運賃及び料金の收受又は払戻しに関する事項 ( ○ )  
ウ. 運送の引受けに関する事項 ( ○ )

問題28 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】(従業員に対する指導及び監督)

一般貨物自動車運送事業者等は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、運転者に対して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であって、国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならないが、次のア～ウについて、その対象となる運転者として正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

- ア. 死者又は負傷者(自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。)が生じた事故を引き起こした者 ( ○ )  
イ. 運行管理者として新たに雇い入れた者 ( × )  
ウ. 未成年者 ( × )

問題29 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期をア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( )
- 2 事業実績報告書 ( )

ア. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで

イ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで

ウ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで

エ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内

オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内

カ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内

問題30 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】  
(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

ア. 勤務終了後、継続六時間以上の休息期間を与えること。 ( )

イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十八時間とすること。 ( )

問題29 【貨物自動車運送事業報告規則】(事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、次の1及び2の報告書を主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならないが、その報告期間及び提出時期をア～カから正しいものをそれぞれ1つ選び、( )内に記入しなさい。

- 1 事業報告書 ( オ )
- 2 事業実績報告書 ( イ )

ア. 前年一月一日から前年十二月三十一日までの期間に係るものを毎年五月三十一日まで

イ. 前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものを毎年七月十日まで

ウ. 前年十月一日から九月三十日までの期間に係るものを毎年十二月三十一日まで

エ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百二十日以内

オ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後百日以内

カ. 毎事業年度に係るものを毎事業年度の経過後九十日以内

問題30 【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】  
(貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間として定められているもののうち、次のア、イについて、正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

ア. 勤務終了後、継続六時間以上の休息期間を与えること。 ( × )

イ. 一日についての拘束時間は、十三時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、十八時間とすること。 ( × )

「一般貨物自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験」の  
令和6年11月の受験者数及び合格者数については 下記のとおり

|         | 受験者数 | 合格者数 | 合格率   |
|---------|------|------|-------|
| 令和6年11月 | 32   | 26   | 81.3% |